

確認できない(見えない)場合は

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要があります。

確認できる(見える)場合でも

灯火器類の取り付け位置が作業機の最外側から40cm以内とならない場合は、作業機の両端に反射器(前面白色、後面赤色)を取り付ける必要があります。また、保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識を、背面に装着する必要があります。

02 | 車両幅の確認

- ① トラクター単体で、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下で、かつ最高速度15km/h以下の場合、**作業機を装着して幅1.7mを超えていないか**確認しましょう。

幅が1.7mを超えている場合は

後写鏡(バックミラー)を設置する必要があります。

- ② トラクター単体の大きさを含め、**作業機を装着した状態で幅2.5mを超えていないか**確認しましょう。

幅が2.5mを超えている場合は

道路管理者(国道:地方整備局、県道:県、市道:市)から、特殊車両通行許可を得る必要があります。また、車両の最外側がわかるように外側表示板、反射器、灯火器を設置し、制限を受けた自動車の標識と作業機を取り付けた状態の全幅を、後面の見やすい位置と運転席に表示します。

03 | 安定性の確認

作業機を装着したときに、最大安定傾斜角度が30度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上または積載により重心高さが上がるものは35度以上)の場合、通常で道路走行ができません。

作業機装着時の最大安定傾斜角度が30度(または35度)に満たない場合は

運行速度15km/h以下で走行しなければいけません。また、制限を受けた自動車の標識と、運行速度15km/h以下で走行することを、後面の見やすい位置と運転席に表示します。

! 運転免許の確認も忘れずに !

トラクター単体もしくはトラクターに作業機を取り付けた状態で、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)、全長4.7m以下で、かつ最高速度が15km/h以下の場合、**小型特殊・普通免許で運転することができます。**作業機を装着することでこの寸法を超えるときは、大型特殊免許を取得している必要があります。無免許による事故や違反行為が発生すると、所持している全ての免許が剥奪されることとなりますので、農作業を始める前に、しっかりと確認しておきましょう。



各種装置の取り付けや基準の詳細につきましては、JA秋田なまはげ各農機センターにご相談ください。